

○児童生徒引率旅費

・概要

(1) 修学旅行等の児童生徒の引率用務については旅費額の調整を行う。

① 児童生徒引率用務について旅費額を調整する場合の添付書類

(15教総第1289号 平成16年3月26日)

利用交通機関等	添付書類	行程表の有無	摘要欄への記載例
航空機	交通機関利用証明書 (様式1)	有	児童生徒引率
		無	児童生徒引率 福島～北海道間航空機利用
有		児童生徒引率	
無		児童生徒引率 松川浦周回(同一地域内) 遊覧船利用	
ロープウェイ・遊覧船等 (同一地域内利用を含む) 鉄道(同一地域内利用のみ)	貸切旅客乗合自動車 等利用証明書 (様式2)	有	児童生徒引率 貸切バス料金 3,000円 (360,000円/120人)
無		児童生徒引率 福島～仙台貸切バス利用 貸切バス料金 3,000円 (360,000円/120人)	
有		児童生徒引率 タクシー料金 750円 (3,000円/4人)	
無		児童生徒引率 浅草～渋谷(同一地域内) タクシー料金 750円 (3,000円/4人)	
貸切バス等	貸切旅客乗合自動車 等利用証明書 (様式2)	有	児童生徒引率 タクシー料金 750円 (3,000円/4人)
無		児童生徒引率 浅草～渋谷(同一地域内) タクシー料金 750円 (3,000円/4人)	
タクシー等(同一地域内 利用を含む)		有	児童生徒引率 タクシー料金 750円 (3,000円/4人)
無		児童生徒引率 浅草～渋谷(同一地域内) タクシー料金 750円 (3,000円/4人)	
利用宿泊施設等	添付書類	行程表の有無	摘要欄への記載例
ホテル・旅館	宿泊施設等利用証明書 (様式3-1)		児童生徒引率
食事代	食事代金証明書 (様式4)		児童生徒引率

② 旅行命令に関する県通知等

私有車の公務使用承認基準及び私有車の公務使用上の児童生徒引率

(平成11年2月24日付け11教総第107号改正)

(平成11年2月24日付け11教総第108号改正)

私有車の公務使用について

- 職員は、出張等公務のため任意で私有車を使用するときは、あらかじめ所属長の承認を得なければならない。
- 所属長は、以下に定める私有車の公務使用承認基準に基づき、私有車を公務に使用することの承認、不承認を決定することとする。

私有車の公務使用承認基準

以下の全ての要件を満たしていること。なお、災害その他の緊急を要する場合については、全ての要件を満たしていなくても、所属長が特に必要があると認める場合には承認することができるものであること。

- (1) 次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 当該課所・県立学校及び市町村立学校（以下「県立学校等」という。）に公用自動車に配備されていないこと。
 - イ 当該課所・県立学校等に公用自動車に配備されている場合であって、当該公用自動車を使用することができないこと。
 - ウ 当該課所・県立学校等において、他の交通機関（例：新幹線・電車・バス等）を利用することが困難な場合であること。
- (2) 原則として、県内出張であること。
- (3) 私有車の運転は、私有車の所有者が自ら行うこと。
- (4) 職員の健康状態、技能、経験等を勘案し、私有車を運転することが適すると認められること。
- (5) 自家用車の整備点検等、道路交通に関する法令に定める基準を満たしていること。
- (6) 私有車が任意保険に加入していること。
- (7) 1日の走行距離が過度の疲労に及ぶことがないこと。
- (8) 所属長である校長が所属教育職員に対し引率業務を命じた場合において、当該所属教育職員（以下「教育職員」という。）が任意で引率業務に私有車使用の承認を求めた場合においては、次に定める基準及び手続きに従い承認することができるものとする。

また、部活動後援会等、団体所有のマイクロバス等の車両による児童・生徒引率の取扱いについては「キ」によること。

 - ア 上記(1)の定めに加え、引率先での交通事情並びに引率する児童生徒数等を考慮すること。
 - イ 上記(2)の定めに加え、学校管理下において行われる教育活動であって、当該教育職員が学校以外の場所で行われる大会等に参加する児童・生徒を引率する場合であること。

なお、この場合の大会等は、教育活動年間計画や部活動年間計画等に位置づけられていること。
 - ウ 上記(3)の定めに加え、使用承認できる私有車は、通常の通勤で使用している車両など、その運転等取扱いに十分習熟し、かつ自家用とし占有している自動車であること。
 - エ 上記(4)の定めに加え、その具体的要件は次のとおりとする。
 - ① 運転経験が1年以上あること。
 - ② 過去1年以内において交通違反による免許取消もしくは停止の処分を受け、又は交通事故による刑罰に処せられていないこと。
 - オ 上記(7)の定めに加え、その走行距離は約250km以内とし、運転時間は5時間以内とすること。
 - カ 所属長に対し、生徒引率業務に私有車使用の承認を求める場合は、教育職員において次に定める手続きで行うこと。
 - ① 生徒引率業務に私有車使用を希望する者は、年度当初（本年度は施行）に、校長に登録書（別紙様式1）を提出すること。
 - ② 「私有車の生徒引率業務承認申請書」（別紙様式2）に、私有車を使用しなければならない事由等を記載し、所属長に提出の上、その都度、承認を受けること。
 - ③ ②の承認後、別紙様式3をもって当該児童生徒の保護者から承諾を得ること。旅行伺いは、②の承認及び③の承諾を得た後行うこと。
 - キ 部活動後援会等、団体所有のマイクロバス等の車両による生徒引率の取扱いについては次のとおりとする。
 - ① 当該団体と使用に係る覚書（別紙用紙4）を取り交わし、事故に係る責任の所在を明確にしておくこと。
 - ② 上記①の覚書は、教育職員が運転することのないよう、運転者を含めて取り決めを結ぶこと。
 - ③ 上記以外の取扱いについては、(8)のア、イ、オ及び2の(5)(6)に準ずること。

以下余白